

連絡会におけるQ & A (初版)

◎実務実習開始前の事項

*大学教育内容

Q：診療報酬、調剤報酬等に関してどの程度教育が行われているのか。

A：薬学教育コアカリキュラム 「C1.8 社会と薬学 (2) 社会保障制度と薬剤経済」にSBOsが入っている。

Q：OTCに関してどの程度教育が行われているのか。

A：薬学教育コアカリキュラム 「C1.8 社会と薬学 (3) コミュニティーファーマシー」にSBOsが入っている。

Q：大学でのマナー教育

A：薬学教育コアカリキュラム 「Aヒューマニズムについて学ぶ (2) 医療の担い手としての心構え」、早期体験学習等に関連して教育を行っている。

Q：学生に対する実務実習の目的意識の徹底

A：早期体験学習、事前学習、実習前の学内ガイダンスと機会を複数回設け段階を追って行われている。

*健康診断

Q：予防接種等について

A：・学校教育法に基づく健康診断を学生に受診（胸部X線等）

- ・麻疹、風疹、水痘・帯状疱疹、ムンプスについては、入学直前～実務実習開始の半年前までに抗体検査を行う。抗体検査は原則としてEIA法によって行い、IgGクラスの抗体価を測定する。抗体価が陰性の場合にはワクチンを接種することが望ましいとし、判定保留の場合には医師の判断に基づくこととする。
- ・結核については、ツベルクリン反応を実施する。
- ・インフルエンザについては、ワクチンを接種することが望ましいとする。
- ・B型肝炎（HBs抗原、CLIA法）、C型肝炎（HCV抗体（第2または3世代）、IRMA法）については、実習施設からの要請がある場合に限り実施する。
- ・実習施設への結果の開示は、個人情報守秘が十分に確保されることを必須条件とする。

*実習スケジュール

Q：実習スケジュールの作成について

A：・各施設の事情に応じて作成する。

- ・施設に応じたモデル時間割を組むのが理想であるが、1日あるいは場合によっては週単位でどのSBOsを行うかを決めればよい。
- ・薬局に関しては、日本薬剤師会のモデルスケジュール案を参照。
- ・最終的には、実施大学と相談の上決める。

*実習経費

Q：額について

A：新6者懇で11週約27万円を基本とするとなっている。

Q：実習に使用する、備品消耗品の経費の取り扱い

A：上記の経費算出根拠に含まれている。

*実習再調整

Q：再調整で受入学生が来なくなる場合の対応

A：留年、転居、事故、疾病等で実習がキャンセルされることがあるが、その場合は大学、場合によっては調整機構等を通じて速やかに連絡する。

◎実務実習実施に関する事項

*実習時間

Q：休日、夜間の実習の取り扱いについて

A：平日9：00～17：00を基本とするが、この時間帯にこだわらない。

休日、夜間等の実習に関しては、事前にゆとりをもって学生と大学に知らせてもらいたい。

休日の場合は代休等を考慮し、また深夜帯に関しては、学生の安全面に配慮してもらいたい。

Q：遅刻、早退の取り扱い

A：原則学生には遅刻、早退は認めていない。

やむをえない理由の場合は、学生、担当教員と処置を相談する。

Q：病欠の取り扱い

A：補講をお願いしたが、学生、担当教員と処置を相談する。

Q：就職活動等に伴う公休について

A：大学と相談する。

Q：実習時期、期間について

A：原則1～3期の期間が決められている。

*コアカリキュラムについて

Q：対応不可の場合の対処方法について

A：・実務実習モデルコアカリキュラムの方略を参考にいただき、演習で行う部分が相当ある。

・協力施設の支援を仰いでいただく。

・細部に関しては、薬剤師会、大学に相談する。

Q：コアカリキュラムの方略の時間数をすべて従わなければならないのか？

A：あくまでもコアであり、学生の習熟度に応じて各SBOsの時間配分をしていただければよい。

*実習方法

Q：項目により自習時間を設けて良いか

A：自習も学習方略です。

Q：指導内容について

A：実務実習モデルコアカリキュラムに準じて行っていただくのが原則です。

Q：認定実務実習指導薬剤師不在時の対応

A：認定実務実習指導薬剤師の指示の基、他の薬剤師等業務に従事する方の応援を求めているのでよい。

*テキスト

Q：指導テキスト整備について

A：近畿地区調整機構で作成し、3月に発行予定。

*実務実習記録

Q：記録項目と現場の負担増への不安

A：負担増にならない方法を現在調整機構で検討中。

*評価

Q：評価方法について

A：実務実習指導システム作り小委員会の「評価案」が、日本薬学会ホームページに掲載されているので、これを参考にしてください。

Q：評価マニュアル、評価基準について

A：上記の評価案、実務実習記録の内容を参考にして、大学と相談する。

*訪問指導

Q：訪問指導の回数

A：原則期間中3回訪問指導を行う予定

Q：訪問指導時、大学教員が学生の評価を行うのか

A：ケースバイケースで形成的評価を行う。

*トラブル時の対応

Q：患者情報を漏らした時の対処方法について

A：事前に学生指導した上で、実習前に個人情報保護に関する誓約書を学生に提出させているので極めてまれな事例と考えられるが、もしも漏らしてトラブルとなった場合は、速やかに大学と相談する。

Q：医療事故発生時の法的責任の所在について

A：事故原因、内容による。刑事、民事により異なる場合がある。

Q：指導時の学生とのトラブル

A：速やかに担当者教員と相談する。

*薬剤師の障害保険

Q：学校薬剤師等、薬局外での実習時の指導薬剤師の障害等に関する補償

A：学校薬剤師に関しては、業務としていろいろなものが考えられるのでほとんど従来の学校薬剤師の保険でカバーされる。

*施設のハード面

Q：設備、特に器機の対応の違いによる学生の薬局に対する評価

A：学生の実習に対する最大の評価事項は、ハード面でなく、指導薬剤師による適切な指導が最大の事項です。

*その他

・薬局から病院への要望

Q：病院内での調剤内規のかかりつけ薬局への公開

A：地域の医療関係者で話し合ってください。